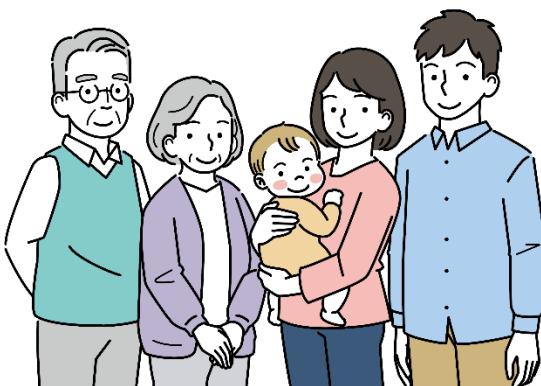


生活保護のしおり

このしおりは生活保護について説明したものですから、内容をよく確認して、いつでも見られるように大切に保管してください。



あなたの担当員は

新規面接担当員 _____

地区担当員（ケースワーカー） _____ です

生駒市福祉事務所 生活支援課

電話番号 0743-74-1111 (内線 _____)

福祉事務所の対応時間は、8：30～17：15までです。

なお、土曜日、日曜日、祝日、年末年始は業務を行っていません。

(2023年4月版)

生活保護のしおり もくじ

生活保護とは	1
生活保護の原理、原則	1－2
生活保護のしくみ	
■生活保護をうけるには	3－4
■生活保護の内容	
○最低生活費の内容	5－6
○一時扶助	7
■生活保護を受けた場合には	8
○保護費の支給について	8
○各種保険について	8
○病院にかかるとき	9
○届け出の義務について	10－11
○指導・指示について	12
○保護費の返還について	13
○保障されること	14
○個人情報について	14
○守秘義務について	14
○決定に疑問のあるとき	14

生活保護とは

「生活保護の申請は、国民の権利です。」

生活保護は、日本国憲法第25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念を具体化した「生活保護法」に基づくもので、国民の基本的権利の一つ、生存権を保障する国の制度です。

私たちは、誰でも病気になったり、職を失ったり、その他いろいろな事情で生活が苦しくなり、努力してもなお、どうにもできないことがあります。

そんな時、あなたの世帯の生活を援助し、あなたが再び自立できるようにお手伝いするのがこの制度です。

生活保護は次のような原理と原則に基づいて行われています。

保護の原理

① 誰でも生活に困ったときは、その原因がなんであろうと、生活保護法に定める要件のもとで保護を受けることができます。

(無差別平等の原理／生活保護法=以下「法」=第2条)

② 生活保護で保障される生活水準は、健康で文化的な最低限度の生活を維持することができるものです。

(最低生活の原理／法第3条)

③ 生活保護は、その世帯で利用できる資産（土地や預貯金・生命保険の解約金など）や年金・手当・給付金など他の制度による給付、

親子などの扶養援助、自分たちの働く能力など活用できるものを利用しても、生活ができないときに行われます。なお、生活に困られている人が急迫状態にある場合は、この限りではありません。

(補足性の原理／法第4条)

保護の原則

① 保護は、本人などから申請で開始するものです。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、申請がなくても必要な保護を行うことができます。

(申請保護の原則／法第7条)

② 保護は、その世帯の構成、年齢、居住地など、国の定める基準を、その世帯の収入や蓄え、資産などに照らして、なお不足する部分を補う程度で行われます。

(基準及び程度の原則／法第8条)

③ 保護は、世帯の実情にあわせ、最低限度の生活維持のため必要に応じて適切な形で行われます。

(必要即応の原則／法第9条)

④ 保護は、同一世帯の生活費と収入とを比べ、その世帯に必要かどうかが決められます。

(世帯単位の原則／法第10条)

生活保護のしくみ

■生活保護を受けるには

生活保護は、働けるものは働き、利用できる資産や、他法による給付など、活用できるものを利用した後で、初めて適用されるものです。

申請は、申請の意思があればどなたでもできます。何らかの事情で本人が申請できない場合は、扶養義務者などが代理で申請することもできます。

また、暴力団員に対しては、保護の用件を満たさないものとして、申請を却下するなど厳正に対応します。

なお、保護の決定は、申請があった日から原則として14日以内（調査などに日数を要する場合は、30日以内）に行います。

●能力の活用

働くことができるかたは、その能力に応じて働いてください。

なお、求職活動をするにあたり、就労支援や職業訓練等の支援も行っています。

●資産の活用

土地・家屋・預貯金・生命保険・貴金属などの資産は、処分して生活費にあててください。居住用の土地・家屋は保有できますが、処分価値の高い場合は売却の対象になります。特別な事情がある場合は、生命保険、学資保険の保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。

また、生活保護を受けている期間は、自動車の保有や使用は、原則認められません。他人名義の自動車の使用も、同様に認めることはできません。特別な事情がある場合は、自動車の保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。

なお、125CC以下のオートバイ・原動機付自転車は、要件を満たす場合は保有が認められます。

●扶養義務者からの援助

親子、兄弟姉妹などの親戚には、よく相談してできる限りの援助をお願いしてください。扶養義務の履行が期待できるかたには、扶養の照会を行いますが、DV や虐待等の特別な事情がある場合は配慮しますので、ご相談ください。

●他の制度の活用

他の法律や制度で給付の受けられるものがあれば、手続きをしてください。

例えば、年金（老齢・障害など）、手当（児童・児童扶養・傷病など）自立支援医療（更生医療・精神通院医療など）各種給付金など

その他、わからないことは、生駒市福祉事務所生活支援課まで、相談してください。

■生活保護の内容

生活保護を申請されると、まず、国の定める基準（保護基準）に照らし合わせ、世帯の人数や、年齢に基づいて、世帯の最低生活費を計算し、その最低生活費とあなたの収入とを比べて、あなたの収入が少ない場合に、最低生活費に足りない分だけ保護費が支給されます。

※収入とは、働きによる収入のほか、仕送りや年金、各種給付などのことで、保護費以外にあなたが得る金銭はすべて収入になります。

○最低生活費の内容

1. 生活扶助 生活扶助は大きく、一類費と二類費にわかれます。

一類費：世帯の一人ずつに年齢によって支給され、主にその人の食費や生活費に充てられる分です。

二類費：世帯の人数によって支給され、光熱水費や、家具、電化製品などの購入に充てられる分です。

電化製品などは高額ですから、必要な場合は少しずつお金を貯めておいてください。

2. 教育扶助 義務教育に必要な学用品代、給食費など

3. 住宅扶助 家賃や地代に充てられる分です。共益費などは該当しません。

4. 医療扶助 治療費や薬代です。ただし、生活保護指定医療機関でないと、治療等が受けられませんし、保険診療内のものでないと給付できない場合があります。

5. 介護扶助 介護保険を利用して受けた介護サービスのうち、自己負担分（現物給付）

6. 出産扶助 出産の費用が必要なとき

7. 生業扶助 (1) 自立のために小規模な事業をはじめるとき
(2) 就職に必要な技能を得るための費用が必要なとき
(3) 仕事に就くため直接必要な被服やその他の費用
(4) 高校に通うための費用
8. 葬祭扶助 世帯員が死亡し、葬儀を行う費用がないとき

○一時扶助

生活保護を受給し、日常生活を行っていくうえで、また今後の自立に向けての準備として、臨時の費用が必要になるときがあります。その場合には一時的な扶助の制度もあります。

ただし、それぞれに、支給に必要な要件や決まりごと、限度額がありますので、次のような場合で費用が必要な場合や、その他にも相談したいことがある場合は、必ず前もって担当ケースワーカーに相談してください。(事後で申し出られても扶助できないことがあります)

＜一時扶助の主なもの＞

- 学校に必要な教科書代や制服代
- 入院した場合におむつが必要なとき
- 保護開始時や長期入院から退院した場合などで布団類が必要なとき
- 病院やお医者さんから、治療のための装具や、生活のためのメガネが必要と診断され、その費用が必要なとき
- 病院に通院するにあたって交通機関を使う必要があり、交通費が必要なとき。
※要件を確認し、必要最少額の移送費の給付を行います。
- 引越しするときに、家財道具を運搬する費用がいるとき
- 家の賃貸契約を継続するのに契約更新にかかる費用がいるとき

※その他、安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなった世帯に対して支給される就労自立給付金や子どもが大学や専門学校に進学する際に支給される進学準備給付金の制度があります。

■生活保護をうけた場合には

生活保護は、病気やけが、その他の理由で生活に困っているときに受けられるものです。

生活保護を受けている期間は、福祉事務所の担当ケースワーカーが、あなたの家庭を訪問したり、今後、あなたが一日も早く自分で生活できるように、必要な指導や、援助を行っていきますから、担当員の指導に正当な理由なく従わない場合などは、やむを得なく、生活保護の変更などを行います。

また、これ以外にも、以下の注意事項がありますからご確認ください。

○保護費の支給について

- 保護費の支給は毎月1日です。ただし、1日が土、日、祝日などの場合は、その前日が支給日になります。
- 支給は原則として口座振替で行います。
- 特別な事情により窓口で支給する場合は、支給日の午前中に印鑑を持って受け取りにきてください。

○各種保険について

- 国民健康保険に加入しているかたは、生活保護を受給している期間は加入できませんので、すみやかに国民健康保険証を返してください。
- 社会保険に加入しているかたは、健康保険証はこれまでどおり使えますから、福祉事務所へ届け出てください。また、新たに社会保険に加入した場合も同様に福祉事務所へ届け出てください。
- 介護保険被保険者証をお持ちのかたは、福祉事務所へ届け出でください。

その他、いろいろな料金が減額・免除されます

- ① 住民税・固定資産税
- ② 国民年金保険料
- ③ 保育所等保育料
- ④ NHK 放送受信料

これらの減免等には手続きが必要です。詳しくは担当ケースワーカーに相談してください。

○病院にかかるとき

●病気やけがのため、病院にかかるときは、あらかじめ福祉事務所に連絡してください。連絡なく病院に行くと、診てもらえなかったり、治療費を請求されることがあります。

また、社会保険に加入しているかたは、健康保険証を福祉事務所に届け出の上、必ず病院にも提示してください。

(加入している社会保険の資格を喪失したとき、新たに取得したときは必ず福祉事務所に届け出てください)

●夜間に緊急で病院にかかりたいときは、生活保護受給の旨を必ず病院に申し出た上で、治療を受けてください。その後できるだけ早く、開庁時間（平日8時30分から17時15分まで）内に福祉事務所へ連絡してください。

●同じ病気で2つ以上の医療機関にかかることはできません。

同様に同じ内容の薬を2つ以上の医療機関で処方してもらう場合も指導の対象となります。

●医薬品は原則として、後発医薬品が処方されます。

●次の場合は医師または施術者の意見または同意が必要な場合が

あり、また生活保護嘱託医の承認が必要となりますので、必ず事前に福祉事務所に相談してください。

- ・メガネ、コルセット、装具などの治療材料が必要な場合
- ・柔道整復、あん摩、マッサージ、はり・きゅうを利用したいとき。

○届け出の義務について

生活保護は世帯の構成や、生活の状態、他で受けられる支援や給付に基づいて保護費の金額を決定しますから、生活保護受給者には届け出の義務が発生します。生活状況に変化があったときは、すみやかに届け出してください。

届け出が遅れると、保護費を返納してもらわないといけないことがあります。

●働くようになったときや、働けなくなったとき、仕事がかわったとき

●家族に変わったことがあったとき

入学、休学、卒業、就職、退職、結婚、離婚、妊娠、出産、入院、退院、死亡、交通事故、転入、転出など

生活実態の変わること、全て。

●現在住んでいる家の家賃、地代が変わるとき

●介護サービス、障がい福祉サービスを利用しようとするとき

●障害者手帳を取得したとき、期限が切れたとき、等級に変更があつたとき

●どんなものでも収入があったとき、増えたとき、減ったとき

給与、賞与（ボーナス）、恩給、年金、児童手当、児童扶養手当、傷病手当金、雇用保険金、労働者災害補償金、損害賠償金、退職金、仕送り、その他、あなた名義の口座に入金のあったものなど、全てのものが収入になります。

ただし、収入申告を適正に行えば、次のような※控除や、収入として認定しない取扱いができる場合があります。

※控除：ある金額（収入）から一定の金額を差し引くことです。控除された分は手元に残ることになります。

就労収入に対する控除	
①基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
②未成年者控除	未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
③その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高校生のアルバイト収入	
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、クラブ活動費、学習塾代、など、就学のために必要な費用は、収入として認定しない取扱いとなります。また、大学・専門学校の入学金、就労するために必要な自動車運転免許等の修得費など、自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として認定しない取扱いができる場合がありますので、申告するときに相談してください。	

その他、生活状態に変更が発生するときは必ず届け出てください。また、長い期間、家を留守にするときは、必ず連絡をしてください。正当な理由なく、居住実態が確認できない場合は生活保護の変更、停止または廃止をすることあります。

○指導、指示について

あなたの世帯の生活の維持・向上、その他保護の目的達成のために、福祉事務所が行う指導や指示に従ってください。

なお、指導・指示は口頭（話すこと）または文書で行います。

次のような場合に、正当な理由なく従わないときは、やむを得なく保護の変更や停止、廃止をすることがあります。

● 働ける能力、状況があるのに働くことしないとき

- ・病気やけがが治っても働くことしないとき
- ・学校（高校）を卒業したのに就職しようとしないとき
- ・病人や子どもの世話が必要なくなっても働くことしないとき
- ・福祉事務所が支援する就労活動を継続しないで、自らも就労活動をしないとき
- ・正当な理由なく仕事を継続しないとき（就職してもすぐやめるを繰り返すなど）

● 保有を認められない資産（車など）があるのに処分をしないとき

● 病気にかかっている（あるいは病気だと申告している）のに、医師の指示に従わず、治す努力をしないとき

● 正しい収入の額の届け出がないとき

● 担当ケースワーカーの訪問、調査や資料提出、連絡の依頼などに協力しないとき

● 生活保護上の住所において継続した生活をせず、市内外を問わず、他の場所で生活をしているとき

● 保護費のやりくりをせず、扶助の目的でつかわないとき、給食費を学校に支払わずに生活費にしたり、家賃を支払わないとき

○保護費の返還について

以下のような場合に、支給した保護費（医療、介護サービス費を含む）を返してもらうことがあります。ただし、世帯の自立助長の観点などから返還が一部免除される場合があります。

●病院への入院や施設への入所などにより、生活状況が変わった場合

●保護費の支給後に、収入のあったことが分かった場合、または収入が増えたことがわかった場合

●資産があるにもかかわらず保護を受け、その後、資産から収入を得た場合

- 【例】
- ・持家などの資産が処分できたとき
 - ・年金をさかのぼって受けたとき
 - ・交通事故の補償金を受け取ったとき　など

●事実と違った申請（虚偽の申請）や不正な方法で保護を受けた場合

なお、この場合は法律により罰せられことがあります。

（福祉事務所では、定期的に市町村税務部局や年金事務所などに対して、資産や収入の状況について調査をします）

○保障されること

また、生活保護受給者は次のことが保障されます。

- 正当な理由がなければ、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- 保護費には税金をかけられることはできません。
- すでに受けた保護費または保護を受ける権利を差し押さえられることはできません。

○個人情報について

福祉事務所は、官公庁、警察などから問い合わせのあった場合は正規の手続きに基づいて、あなたの個人情報を提供することができます。

○守秘義務について

担当ケースワーカーには、職務上知り得た情報を守る義務があります。

○決定に疑問のあるとき

福祉事務所の決定に疑問のあるときは、担当ケースワーカーにおたずねください。

それでもなお、納得のできないときは、決定を知った日の翌日から3ヶ月以内に奈良県知事に対して、審査請求（不服申し立て）することができます。

(審査請求先)

〒630-8213 奈良県奈良市登大路町30

奈良県健康福祉部 地域福祉課保護係

電話：0742-27-8548

×モ